

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を図り、株主をはじめとして、取引先、消費者、社員や地域社会等のステークホルダーに対する責任を確実に果たしていくことが、経営上の重要課題であると認識しております。そのために、的確かつ迅速な意思決定、それに基づく効率的な業務執行、並びに適正な監督機能を確立した透明性の高い経営体制を構築するとともに、コンプライアンスを重視したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

(議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳)

当社株主に占める海外投資家の比率は相対的に低いいため、業務の効率性等の観点から、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、当該比率が20%以上となりましたら英訳を実施してまいります。また、議決権の電子行使の環境整備についても検討を重ねてまいります。

【原則1-4】

(政策保有株式)

当社グループの政策保有株式に関する方針は、取引先等との良好な取引関係の維持発展を図り、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合において、当該取引先等の株式等を取得し保有できるものとしております。また、保有する当該株式等については、毎年、取締役会において見直しを行い、当該株式等を保有する便益として経済的効果があるか「資本コスト」に鑑み評価するとともに、保有により得られる事業上のメリットも加味したうえ、その保有する意義が乏しいと判断された当該株式等については、適宜株価や市場動向を踏まえながら売却等を行っております。以上のとおり、政策保有株式の保有の適否を個別銘柄単位で定量的・定性的両面から厳密に行うことにより、当社の企業価値や資本効率の向上に有益でない政策保有株式の縮減におのずと繋がるものと考えております。なお、政策保有株式の議決権行使については、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念が生じている場合などを除き、発行会社との関係強化に生かす方向での議決権の行使を行ってまいります。

【原則2-6】

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、確定給付企業年金の積立金の運用にあたっては、受益者たる従業員の安定的な資産形成だけでなく、当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、必要とされる総合収益の中期的な下振れリスクなどに留意しつつ、長期的に確保することを目的に資産構成割合を策定し運用しております。実際の運用にあたっては、高い専門性が必要とされることから、全てを委託運用としておりますが、当社財務部門が運用受託機関から定期的に年金資産の運用状況の報告を受けるとともに、定量的・定性的観点から運用受託機関の評価を行っております。また、運用受託機関のモニタリングにあたる当社財務部門の役職員においては、実務や研修を通じて資質向上に努め、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう取り組んでまいります。

【補充原則4-1-3】

(後継者育成計画)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営環境の変化に対応した果断な経営判断を行うことができる最高経営責任者以下の経営幹部後継者の育成の計画を重要な課題のひとつとして捉え、社内外を問わず適性がある人材を積極的に登用し、OJT・OFF-JTを交えながら育成に努めております。今後は、より具体的な後継者計画を確立していくため、取締役会において継続的に議論を重ねてまいります。

【補充原則4-2-1】

(役員報酬の中長期的な業績連動、自社株報酬の適切な割合設定)

現在、当社の経営陣に対する報酬は、取締役会において審議・決定した基準に基づき支給される固定報酬及び役員退職慰労金のほか、年度毎の業績に連動した役員賞与を支給しておりますが、今後は、株式報酬型ストックオプション等のインセンティブの導入について、他社動向等を踏まえながら検討を重ねてまいります。

【補充原則4-3-3】

(CEOの解任手続きの確立)

当社は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営環境の変化に対応した果断な経営判断を行うことができる後継者にベストなタイミングでなされることが重要であると認識しております。そのため、社内外問わずCEO後継者として適性のある人材を積極的に経営幹部として登用し、その中から時代に即した最適な候補者を現CEOが主導的に選定したうえで、その選定プロセスや選定根拠について社外取締役及び社外監査役と協議を行い、客観性と透明性を確保するとともに適切性を担保しております。また、経営陣幹部の解任事由となる、公序良俗に反する行為を行った場合、健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合、職務懈怠により、著しく企業価値を毀損させた場合という定性的な要素に加え、会社業績の動向等定量的な要素も重要なファクターであると認識し、複数年にわたる会社業績の著しい低下などが発生した場合、その責任がCEOの責務によるものか取締役会において十分に議論を重ねたうえで、CEOの選解任を決定します。

【補充原則4-10-1】

(指名・報酬に係る任意の諮問委員会の設置)

当社は、3名の独立社外取締役を選任しております。独立社外取締役は、取締役会において他社の経営に携わった経験に基づく知見から有用な

意見や提言を行っており、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性は十分に保たれております。また、独立社外取締役3名は、社外監査役3名との間で社外役員のみで構成する社外役員協議会を開催し、会社経営上の課題や取締役の業務執行に対する意見等の共有化を諮ったうえ、CEOや取締役に助言・提言を行っており、独立社外取締役に期待される監督機能を十分に発揮しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

(取締役会全体としての実効性に関する分析・評価)

当社は、取締役及び監査役に対してアンケートを実施し取締役会の実効性の分析・評価を行っているほか、取締役会において各取締役の業務執行報告等による相互評価を行っております。また、監査役は、取締役に付議される議案について事前に情報を収集したうえ問題点を把握し、取締役会において積極的に意見を述べ、十分な監督機能を果たしております。なお、これらの結果の概要の開示については、今後の検討課題と認識しております。

【原則5 - 2】

(経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、毎年、取締役会において自社の「資本コスト」を認識し、会社全体における収益性や資本構成について確認を行います。「資本コスト」が、当社の将来性への期待値である点も踏まえる一方で、安定的な収益と持続的な成長が最重要課題であると認識し、その実現のために必要不可欠と判断した事業ポートフォリオの見直しや設備投資・人材投資等を含む経営資源の配分等を実施してまいります。また、年1回開催する決算説明会において、当期の決算内容の説明のほか、次期経営計画の方針や経営戦略等を経営陣幹部が直接分かりやすく説明を行っております。なお、2021年3月期の決算説明会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】

(政策保有株式)

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の【原則1 - 4】をご参照ください。

【原則1 - 7】

(関連当事者間の取引)

当社は、当社役員が当社及び当社グループ各社と自己取引若しくは競業取引を行うにあたっては、取締役会規程及び役員規程において、その取引に関わる重要な事実をあらかじめ取締役に示してその承認を得なければならない旨、定めております。なお、別途、役職員の社内取引におけるルールを制定し、役職員が当社グループ各社と取引する場合の取引条件等を定めております。

【原則2 - 6】

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の【原則2 - 6】をご参照ください。

【原則3 - 1】

(情報開示の充実)

(1)経営理念や経営戦略、経営計画

当社は、「私たちは未来ある子供たちのために地球に優しい住環境と夢のある豊かな暮らしを提供します」を経営理念として掲げ、当社ホームページ上に公開しております。将来に亘り安定的に全てのステークホルダーに対する責任を果たしていくために、住宅産業の分野にこだわりを持ち、地に足を根ざした堅実な経営を行ってまいります。

[当社ホームページURL <https://www.jutec-hd.jp/>]

当社は、有価証券報告書の「対処すべき課題」や決算短信の「経営方針」において経営戦略や事業方針を開示しております。また、経営計画につきましては、向こう3年を見据えた中期計画を毎年策定し、その初年度の計画値につき、決算短信において公表しております。なお、内部留保資金については、財務基盤の強化のほか、長期的なビジョンに立ち、企業価値の向上を図るために必要と判断された事業若しくはアライアンスやM & Aに対する投資の原資として活用してまいります。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1 - 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照下さい。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は取締役会で決議しております。当社の役員の報酬等は、取締役会において審議・決定する基準に基づき支給される基本報酬、及び、業績向上への意識を高め企業価値の持続的な向上を図るため、業績連動報酬として年度毎の業績に連動し支給する役員賞与のほか、役員退職慰労金で構成されております。基本報酬及び業績連動報酬は株主総会で決議された報酬総額の限度内にて支給し、役員退職慰労金は株主総会で承認を得たうえで支給することとしております。なお、それぞれの決定方針は次のとおりであり、各割合については特段定めのないものとするほか、すべて金銭による支給としております。

・基本報酬

基本報酬は、毎月支給する固定報酬としております。取締役会において、世間水準や従業員給与とのバランス等を考慮した役位毎の報酬レンジ幅を内規として定め、その報酬レンジ幅を基準に職責や在籍年数等により取締役の個人別の基本報酬額を決定しております。なお、監査役の基本報酬については監査役の協議にて決定しております。

・業績連動報酬

業績連動報酬は、業績向上への意識を高めるため、役員賞与を年に一度支給することとしており、連結営業利益の5%以内の範囲で、基本報酬に従業員の基本給に対する年間賞与支給率を乗じて算出し取締役会の決議にて決定しております。また、取締役の個人別の役員賞与は、その総額の範囲内において各取締役の職責や業績への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。なお、社外取締役についてはその職責に照らし、賞与は支給しないものとしております。監査役の賞与については取締役や従業員の賞与とのバランス等を考慮し監査役の協議にて決定しております。指標として連結営業利益を選定した理由は、当社グループは営業利益を主要な経営指標のひとつとしていることに加え、各取締役の職責や業績への貢献度等を総合的に評価する上で関連性が高いと判断したためであります。

・役員退職慰労金

取締役の個人別の役員退職慰労金は、取締役会において定めた内規に基づき、役位毎に定めたポイント数に役位別在籍年数を乗じて算出された金額を基準とし、在籍中の功績等を勘案し決定しております。

取締役の個人別の報酬の内容については、取締役会から委任を受けた代表取締役社長である足立建一郎が決定しております。その権限の内容は上記方針に基づく各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の付与額の決定であります。委任した理由は、各取締役の職責や業績への貢献度等を公平公正に評価するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、当該権限を行使するにあたり、社外役員で構成される社外役員協議会に対し、事前に報酬案の説明を行い、意見を求めたうえで決定することにより、妥当性と客観性を保持しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものと判断しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の経営陣幹部の選任と取締役候補の指名については、高い人望、品格及び倫理観を有していること、豊富な経営的知識と優れた客観的判断能力を有し、先見性、洞察力を備えていること、十分な社会的信用を有すること、業務に支障をきたす利害関係及び取引関係がないことを基準としております。また、それに加え、社内取締役候補は、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行する知識及び能力がある者を指名し、社外取締役候補は、企業経営に精通し、かつ豊富な経験と高い見識を有し、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有する者を指名します。また、経営陣幹部の解任は、公序良俗に反する行為を行った場合、健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合、職務懈怠により、著しく企業価値を毀損させた場合、その他会社が組織変更等により、期待する役割に変動があったと判断した場合において取締役会で審議を行い、決定します。

当社の監査役候補の指名については、高い人望、品格及び倫理観を有していること、常に公正不偏の態度を保持し、監査品質向上のため自己研鑽に努めることができること、経営全般の見地から経営課題を認識することができること、十分な社会的信用を有すること、業務に支障をきたす利害関係及び取引関係がないことを基準としております。

なお、手続きとしては、代表取締役が提案し、監査役候補者については、監査役会の同意を得たうえで取締役会において決議し、株主総会に付議しております。

(5)個々の選解任・指名についての説明

当社の取締役及び監査役の指名についての説明は、有価証券報告書及び招集通知において記載しております。また、経営幹部の選解任については、TDnetを通じて適切に適時開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

(経営陣に対する委任の範囲)

当社は、取締役会において決裁権限表を定め、取締役会、経営会議、代表取締役社長、担当役員等の決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。また、各取締役の担当については、有価証券報告書等により開示しております。

【原則4 - 9】

(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、独立性の判断基準として、東京証券取引所が定める独立性基準をベースに判断するほか、会社経営、法務、会計等における専門的な知識や経験を有する者を独立社外取締役として選定することとしております。

【補充原則4 - 11 - 1】

(取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社は、当社の規模や事業を勘案したうえで、取締役は6名から10名程度、監査役は3名から4名程度が会社運営を行っていくうえで適正な役員数と考えております。取締役には、当社グループ事業や管理業務に精通した内部出身者のほか、外部から企業経営の経験者や弁護士、金融機関出身者などの多様な専門性を有する人材を取締役として選任しております。なお、取締役の専任に関する方針及び手続きは、【原則3 - 1】(4)に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 - 2】

(取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼務状況)

当社の取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、十分な時間と労力をその業務に充てております。また、取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書において開示しております。なお、現時点において、当社の取締役及び監査役のうち、他の上場会社の役員を兼任している者以下のとおりであります。

佐藤誠氏：株式会社ベルパーク 社外監査役

山上圭子氏：デンヨー株式会社 社外監査役

【補充原則4 - 11 - 3】

(取締役会全体としての実効性に関する分析・評価)

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の【補充原則4 - 11 - 3】をご参照ください。

【補充原則4 - 14 - 2】

(取締役・監査役のトレーニング)

当社は、取締役及び監査役の全員が参加するコンプライアンスやコーポレート・ガバナンス等の研修会を行うほか、企業統治に関して重要な法令等の変更があった場合には、都度、弁護士等によるセミナー等を開催いたします。また、各取締役及び監査役は、担当業務に関する必要な知識の取得や更新のために、個々の判断によりセミナーや勉強会等に参加することを会社は要請し、その費用は会社が負担することとしております。トレーニング方針の開示については、今後検討してまいります。

【原則5 - 1】

(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との実際の対話(面談)については、特に株主からの要望が無い場合には、原則としてIR担当部署である経営企画部が担当しております。株主の要望や面談の内容等を合理的に判断したうえで、必要に応じて経営陣幹部や取締役が面談に対応しております。また、機関投資家向けには、毎年1回決算説明会を開催するとともに、要請があった場合には、随時個別取材等にも対応しております。なお、2021年3月期の決算説明会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催しておりません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベニア商会	3,608,389	27.19
足立建一郎	1,034,903	7.80
梅崎興生	806,600	6.08

ジューテックグループ社員持株会	802,379	6.05
大建工業株式会社	429,778	3.24
株式会社ユーエム興産	424,276	3.20
住友林業株式会社	412,630	3.11
伊藤忠建材株式会社	406,348	3.06
SMB建材株式会社	302,388	2.28
吉野石膏株式会社	298,205	2.25

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 誠	他の会社の出身者											
定金 生馬	他の会社の出身者	●										
山上 圭子	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 誠	○	_____	他の会社の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいた助言等により、当社の経営体制の強化が図れるとの判断から同氏を選任しております。なお、当社と同氏の間に特別な利害関係は無いことから、公正・中立な立場を保持しており一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

定金 生馬	○	同氏は、当社の連結子会社の使用人の近親者であります。	他の会社の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいた助言等により、当社の経営体制の強化が図れるとの判断から同氏を選任しております。なお、当社と同氏の間に特別な利害関係は無いことから、公正・中立な立場を保持しており一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
山上 圭子	○	——	最高検察庁検事等の要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、法律に関する豊富な専門知識と経験を有していることから、その高い見識に基づいた助言等により、当社の経営体制の強化が図れるとの判断から同氏を選任しております。なお、当社と同氏の間に特別な利害関係は無いことから、公正・中立な立場を保持しており一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員にしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は3名で構成し、その全てを独立性を確保した社外監査役とすることにより、透明性を確保し、取締役による職務執行を監督しております。

当社の監査役監査については、当社の各部門に対する監査のほか、子会社については、子会社の監査役と密接な関係を保ち、子会社の事業の報告を受け、必要に応じて、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しております。

内部監査体制については、内部監査室を設置し、定期的に、又は必要に応じて業務監査を実施するとともに、会計監査人の監査への立会いなどを実施し、業務処理における適正性、効率性の確保に努めております。

監査役と内部監査室及び会計監査人は、定期的に連絡会を開催して情報交換を行い、連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北川 博之	他の会社の出身者													
井浪 禎士	他の会社の出身者													
高橋 龍徳	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北川 博之	○	――	他の会社の常勤監査役や内部監査部門を歴任された経験から、企業統治について十分な見識を有しており、当社の監査体制の強化が図れるとの判断から同氏を選任しております。なお、当社と同氏の間に特別な利害関係は無いこと、また、同氏が取締役及び監査役を歴任していた会社と当社は、業務上の取引も無いことから、公正・中立な立場を保持しており一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
井浪 禎士	○	――	他の会社の役員や内部監査部門を歴任された経験から、企業統治について十分な見識を有しており、当社の監査体制の強化が図れるとの判断から同氏を選任しております。なお、当社と同氏の間に特別な利害関係は無いこと、また、同氏が役員及び監査役を歴任していた会社と当社は、業務上の取引も無いことから、公正・中立な立場を保持しており一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
高橋 龍徳	○	――	公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、同氏を選任しております。なお、当社と同氏の間に特別な利害関係は無いことから、公正・中立な立場を保持しており一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数更新	6 名
----------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

定額の基本報酬のほか、連結業績に応じて役員賞与を支給しております。
役員持株会制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員報酬及び監査役報酬については、社内取締役・監査役及び社外役員の別に各々の総額を開示しております。

2020年度の役員報酬等

取締役 支給人員7名 総額154百万円(基本報酬 95百万円、役員賞与 45百万円、退職慰労引当金繰入額 13百万円)

監査役 支給人員1名 総額 100万円(基本報酬 100万円、役員賞与 0万円、退職慰労引当金繰入額 0万円)

社外役員 支給人員5名 総額 44百万円(基本報酬 32百万円、役員賞与 9百万円、退職慰労引当金繰入額 2百万円)

なお、上記報酬総額には、使用人兼務役員の使用人分は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額又はその算定方法の決定方針については、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の【原則3-1】(3)をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役については経営企画部、社外監査役については常勤監査役がそれぞれサポートしており、取締役会及び監査役会が開催されるときには、必要に応じて資料の事前配付及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社における現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。

- 1 当社の取締役会は、取締役の員数を16名以内とし、原則月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、当社並びに傘下の各事業会社の経営上の重要事項の審議・決定と取締役の業務執行の監督を行っております。
- 2 当社の監査役会は、監査役の員数を3名以上とし、原則月1回定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、取締役による業務執行の適正性を監査しております。
- 3 当社は、経営効率の向上を図るため、原則月2回経営会議を開催し、重要事項の審議・決定及び取締役会に上程する議案の事前審議を行っております。
- 4 当社は、法令遵守及びリスクの管理強化を目的に、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの分析と対策を講じる一方で、コンプライアンスを徹底する取組として、各部署にコンプライアンス・オフィサーを選任するとともに、コンプライアンス・ホットラインを開設しております。
- 5 当社は、内部統制システムの強化を図るため、内部監査室を設置し、財務報告に係る内部統制の構築の支援及び推進を行う内部統制チームと業務監査を中心とした内部監査及び財務報告に係る内部統制の整備・運用の評価を行う内部監査チームを設置しております。
- 6 当社は、子会社を統括する部署としてグループ事業統括部を設置し、各子会社の体制整備の支援を行うとともに、各子会社の重要事項に関する協議、情報の共有化、指示、要請等が効率的になされる体制を構築しております。
- 7 当社は、法務に関する事項に対応する専門部署として審査法務部内に法務コンプライアンスチームを設置するとともに、法的な問題及びコンプライアンスに係る重要事項については、顧問契約を締結している弁護士、社会保険労務士等に相談するほか、必要に応じてその他の外部専門家に相談し、慎重な判断を行っております。
- 8 当社は、会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。
- 9 当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業規模や事業内容から、会社経営に十分な見識を有する社外取締役を選任するとともに、独立性の高い社外監査役が過半数を占める監査役会が取締役の業務執行を監督する監査体制として最適であると判断し、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。また、社外取締役は、企業統治に関する幅広い見識と知見から、当社の経営上有用な助言や中立的な観点からの提言をして頂くことにより、経営機能の強化と経営監視機能の客観性の確保に助力頂いております。なお、監査役会は、独立性の高い社外監査役3名で監査役会を構成し、取締役の業務執行の監査を行うとともに、取締役会の意思決定の適正性の確保を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化策のひとつとして、2016年6月開催の第7回定時株主総会より、集中日を回避した日を株主総会開催日として設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2021年6月開催の第12回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を可能にしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、原則、期末の決算短信発表後から有価証券報告書を提出するまでの間に、当該事業年度に関する決算説明会を開催しております。決算内容や今後の見通しについては代表取締役である足立建一郎が説明するほか、グループ内の主要な子会社であります(株)ジューテックの営業戦略について同社代表取締役である花上稔が説明を行っております。なお、2021年3月期の決算説明会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催しておりません。また、要請を受けた場合には、アナリスト・機関投資家の皆様に対して個別にミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、より多くの株主・取引先などのステークホルダーの皆様への迅速な情報開示を行うため、決算短信や決算概要説明資料のほか、経営に関する重要な事項や人事情報などの適時開示資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、経営企画部がIRに関する業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「ジューテックグループ企業行動憲章」を制定し、公正・透明な企業経営に努めるとともに、企業情報の適時・適切な開示や、環境問題へ積極的に取組むこと、また、人権を尊重し、社会貢献に努めていくことなどを関係者に周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「ジューテックグループ環境方針」を掲げ、環境経営を実践していくことを重要な課題のひとつとしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの皆様に対し、常に正確且つ適切な会計情報を提供するため、各担当役員が有価証券報告書及び四半期報告書に記載する会社情報の内容を提出前に確認し、記載内容の適正性が確保されるよう努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

1 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

・取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程に従い、また、「ジュテックグループ企業行動憲章」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

・取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議並びに職位・職務権限規程(決裁権限表を含む)その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。

・代表取締役及び業務執行取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務の執行状況を取締役会に報告する。

・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに監査役会規程及び監査役監査基準に則り、内部監査部署、会計監査人及び社外取締役と連携して、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2) コンプライアンス

・当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当社グループの全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「ジュテックグループコンプライアンス行動基準」を定める。また、定期的に同基準の見直しを行うとともに、コンプライアンス教育・研修の実施、コンプライアンス確認書の取得等により当社グループの全役職員のコンプライアンスに対する啓蒙に努める。

・リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況についてチェックを行い、必要に応じて取締役会等に助言・報告する。また、法令上疑義のある行為等については当社グループの役職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を行う体制を整備し運用する。

(4) 内部監査

内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役並びに関係役員に対し、その結果を報告する。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘、提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書(電磁的記録を含む。)を関連資料とともに、情報セキュリティ管理規程、文書管理規程、その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に従い経済活動に潜するリスクを信用リスク、情報システムリスク、事務リスク、財務リスク、法務(コンプライアンス)リスク及び自然災害等の各領域に類型化し、それぞれの主管部署を定め、リスクの類型毎に評価・特定並びにリスク管理の方針・体制・手続き等を策定し、定期的に見直す。また、各主管部署は、内外の環境変化に伴う新たなリスクの発生あるいは既存リスクの状況の変化を踏まえて、当該リスクを定期的に評価、見直し、もしくは特定する。

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項の検証と検討を行うことにより、当社グループ全社のリスク管理について指摘、要請を行い、各主管部署に対して適正な対処を求める。また、委員会を定期的に開催して、リスクに関する情報交換と対策を講じるとともに、これらの管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

なお、自然災害等の外的要因による危機的状況下における当社グループの全役職員の行動基準及び具体的な対応については、事業継続計画(BCP)規程並びに危機管理マニュアルに定める。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

・定時取締役会を原則月1回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に従い、重要事項について審議・決定を行い、また、取締役の業務の執行状況の報告を受け、その監督等を行う。

・経営効率の向上を図るため、経営会議を設け、重要事項の審議・決定及び取締役会に上程する議案の事前審議を行う。

・取締役会で決議された年度計画(予算)について、その進捗状況について取締役会で管理を行う。

・取締役及び使用人が適正かつ効率的な職務を行うために、組織・業務分掌規程及び職位・職務権限規程(決裁権限表を含む)等社内規程を整備し、各役職者の権限・責任の明確化を図る。

5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理体制

・子会社を統括する部署としてグループ事業統括部を設置し、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理及び経営指導にあたりるとともに、当社の管理部門の従業員を各子会社へ派遣するほか、主要な子会社については取締役及び監査役を派遣して、業務の適正化を図る。

・子会社の重要事項の決定については、関係会社決裁権限表に基づき、当社の取締役会もしくは経営会議にて審議し、決定する。

・当社は、各子会社の社長が当社の社長ほか関係する役員等に対して、当該子会社の営業成績、財務状況、その他の重要情報について報告をするグループ会社の社長会議を定期的に開催する。

(2) コンプライアンス

リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社への教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

(3) 内部監査

子会社の業務活動全般も、内部監査室による内部監査の対象とする。

6 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務補助

監査役は、職務を遂行するにあたり必要な場合は、内部監査室の所属員を補助者として起用することができる。

(2) 監査役の職務補助者に対する指揮命令権限

監査役職務補助者が当該補助業務を実施するにあたっての当該職務補助者に対する指揮命令権限は、監査役に専属するものとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 重要会議への出席

監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができる。また、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な申請書類等については、監査役はいつでも閲覧できる。

(2) 取締役等の報告義務

取締役は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適時に監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルール違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

・重大な法令または定款の違反事実

(4) 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者からの報告を受けた者(以下、「子会社の役職員等」という。)からの報告

子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、子会社の役職員等は、当社の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実

・重大な法令または定款の違反事実

8 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する為の体制

当社は、当社グループ各社が、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査部署との連携

内部監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査の結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 子会社監査役との連携等

監査役は、監査役監査基準に基づき、子会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施するよう努める。また、監査役は、必要に応じて、子会社の取締役及び使用人から業務の状況を聴取する。

(3) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

(4) 監査役の職務執行について生ずる費用

当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、監査役の職務執行に必要と想定される費用につき、予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当な要求行為に対しては、反社会的勢力との関係遮断マニュアルに従い、毅然とした態度で対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 基本方針

当社は、投資家に対し必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針としております。

2. 会社情報の取り扱い

当社は、証券取引所の適時開示規則に従い、会社情報の開示を行います。また、その会社情報については次のとおり取り扱います。

(1) 決定事実

決定事実については、各部署より申請書が提出され次第、その受付部署である経営企画部において開示すべき事項か否かを確認し、経営企画部において開示資料を作成し、情報開示担当役員による確認を受け、当該事項が機関決定され次第、経営企画部が開示手続きを行っております。また、グループ各社における決定事実については、グループ各社が取締役会上程予定の事項について、グループ事業統括部を経由したうえで(株式会社ジューテックは直接)、経営企画部に申請書の写しを提出し、経営企画部において開示すべき事項か否かを確認しております。開示すべき事項である場合には、経営企画部において開示資料を作成し、情報開示担当役員による確認を受けた後、経営企画部が開示手続きを行っております。

(2) 発生事実

発生事実については、重要な発生事実が認められ次第、ただちに当該事象担当部署の長が経営企画部に報告し、経営企画部において開示すべき事項か否かを確認しております。開示すべき事項である場合には、経営企画部において開示資料を作成し、情報開示担当役員による確認を受けた後、経営企画部が開示手続きを行っております。また、グループ各社における発生事実については、重要な発生事実が認められ次第、ただちに社長(株式会社ジューテックは当該事象担当部署の長)が、グループ事業統括部を経由したうえで(株式会社ジューテックは直接)、経営企画部に報告し、経営企画部にて開示すべき事項か否かを確認しております。開示すべき事項である場合には、経営企画部において開示資料を作成し、情報開示担当役員による確認を受けた後、経営企画部が開示手続きを行っております。

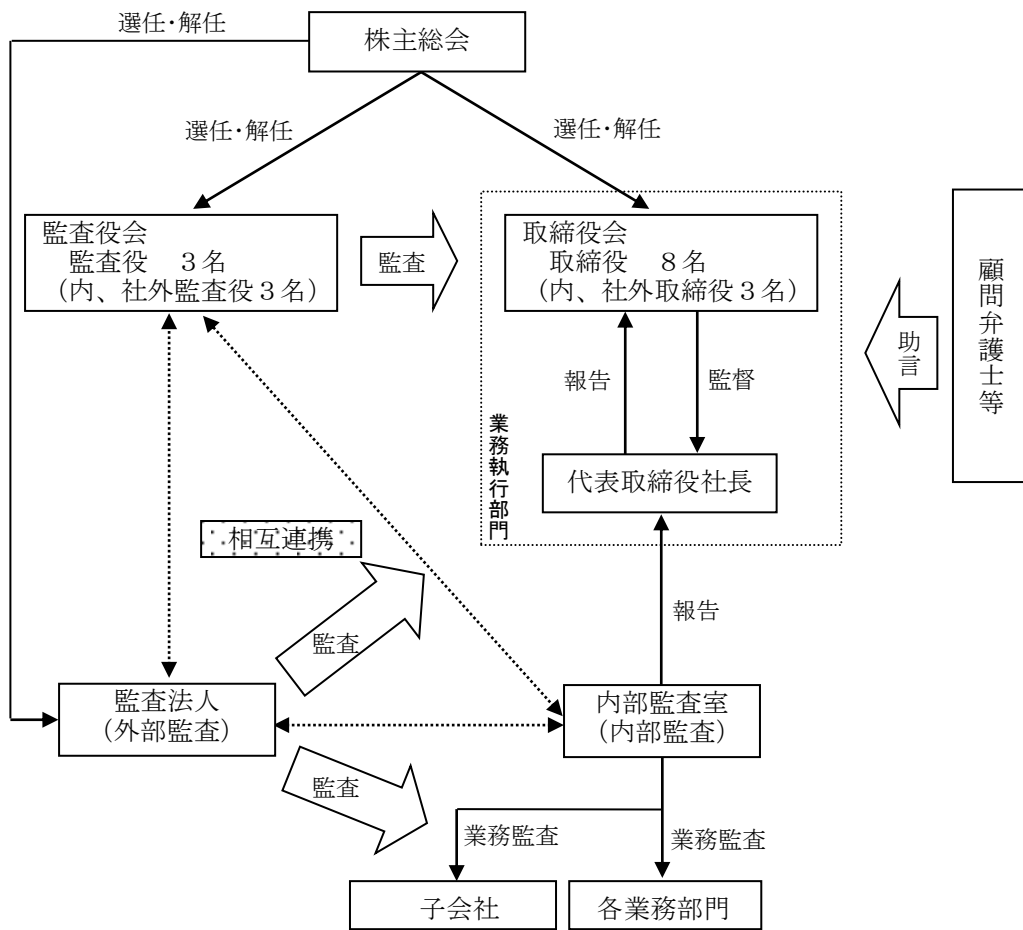
(3) 決算に関する情報

1 決算に関する情報については、グループ各社より提出された財務諸表並びに事業の状況等が記載されたワークシートを基に、財務経理部において連結財務諸表等を作成しております。当該連結財務諸表等を基に経営企画部と財務経理部が共同して決算短信又は業績予想等の開示資料を作成し、顧問会計士及び財務経理部長がチェックを行います。チェックが終了した開示資料等について取締役会にて承認を受けた後、経営企画部が開示手続きを行います。

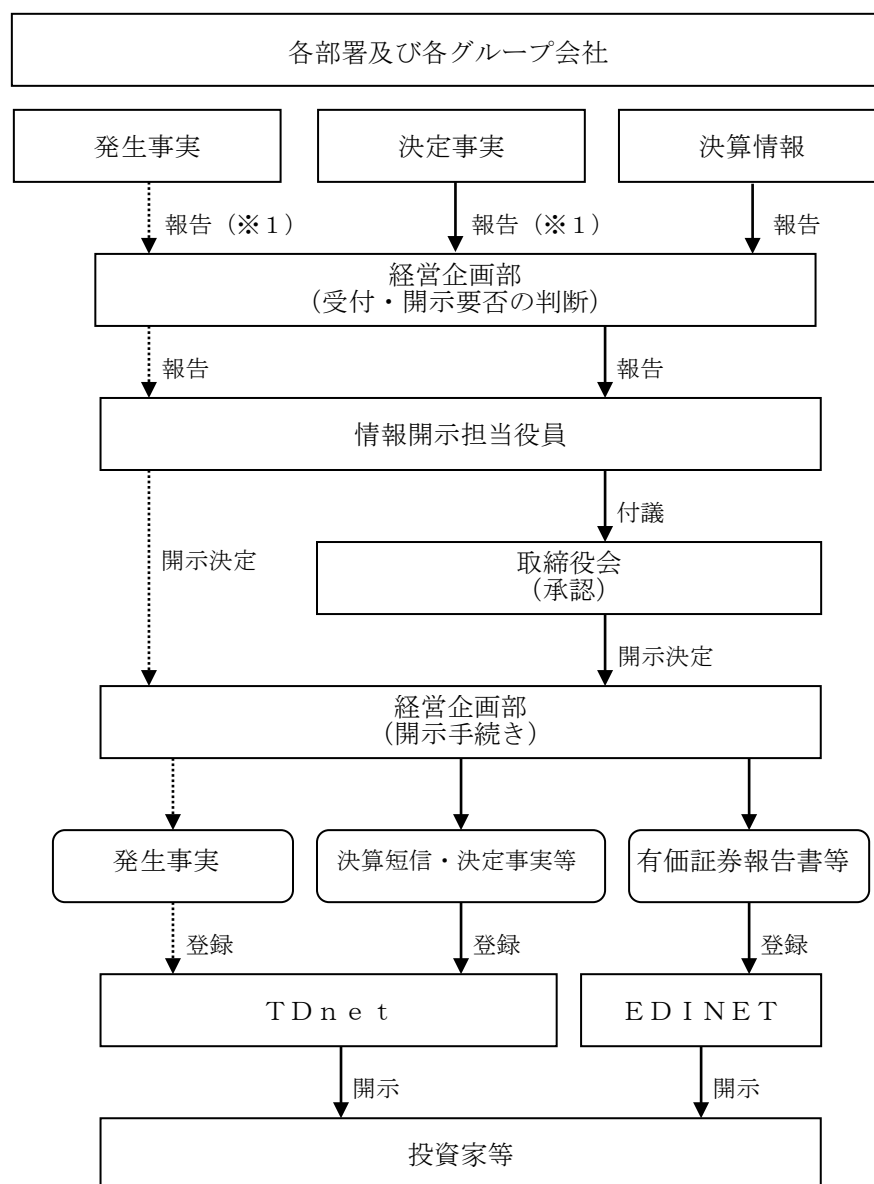
2 有価証券報告書等の法定書類については、グループ各社より提出された財務諸表並びに事業の状況等が記載されたワークシートを基に財務経理部において作成された連結財務諸表等について、取締役会にて承認を得た後、会計監査人が監査を行います。当該連結財務諸表等を基に経営企画部と財務経理部が共同して有価証券報告書等の作成を行い、顧問会計士によるチェックを受けた後、会計監査人の監査報告書等を添付し、各担当役員による記載内容の適正性の確認を受けた上で、経営企画部が開示手続きを行います。

以上の情報開示については、TDnet及びEDINETにて行うほか、プレスリリース、ホームページへの情報掲載を行い、より多くの株主・投資家への情報開示に努めております。

【コーポレートガバナンス体制】



【企業情報の適時開示に係る社内体制】



(※1) 各グループ会社（株式会社ジューテックは除く）は、グループ事業統括部を経由し報告